

技術者等の途中交代について

県発注工事における技術者等（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）の工期途中での交代については、以下の交代条件のいずれかに該当する場合のみ認めます。

【交代条件】

- (1) 技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移動する場合
- (4) その他、工事工程上技術者の交代が合理的と認められる場合

また、交代後の技術者は、交代時点において以下の①、②の要件を両方とも満たす必要があります。

① 交代前の技術者と同等以上の資格を有していること。

ここでの「同等以上の資格」とは、工事に必要な技術者の要件のことをいい、必ずしも交代前の技術者が有する資格と同等の資格を求めるものではない。（総合評価の「保有する資格」の項目について、交代後の技術者が交代前の技術者と同等の資格を有していなくても差し支えないが、同等以上であることが望ましい。）

(ア) 監理技術者の配置を要する工事の場合

監理技術者になれる資格を有している者を、監理技術者として配置すること。

<土木一式工事の場合の例>

- (i) 【旧】 A（一級土木施工管理技士）を監理技術者として配置
- 【新】 B（一級土木施工管理技士）を監理技術者として配置



また、監理技術者補佐を交代する場合は、監理技術者になれる資格をもった者を配置すること。

(イ) 監理技術者の配置を要しない工事の場合

主任（監理）技術者になれる資格を有している者を、主任（監理）技術者として配置すること。

なお、監理技術者として配置している者を、主任技術者の資格を有する者に交代することも可能である。

<土木一式工事の場合の例>

- (i) 【旧】 A（一級土木施工管理技士）を主任（監理）技術者として配置
- 【新】 B（一級土木施工管理技士）を主任（監理）技術者として配置
- (ii) 【旧】 A（一級土木施工管理技士）を主任（監理）技術者として配置
- 【新】 B（二級土木施工管理技士）を主任技術者として配置
- (iii) 【旧】 A（二級土木施工管理技士）を主任技術者として配置
- 【新】 B（一級土木施工管理技士）を主任（監理）技術者として配置



② 従事経験を有していること。

(入札時に入札参加資格として従事経験を設定していた場合に限る)

入札時に、入札参加資格として従事経験を設定していた場合は、交代後の技術者についても、入札時に設定された従事経験を有していなければならない。(総合評価の「同種・類似工事の従事経験」については、有していなくても差し支えないが、有していることが望ましい。)